熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成２０年条例第１１６号）新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
| --- | --- |
| 第１条～第９条　（略）<br>（単身赴任手当）<br>第１０条　単身赴任手当は、次に掲げる職員に対して支給する。<br>(1)　勤務公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することと**なった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもの**のうち、単身で生活することを常況とする職員**（配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない職員を除く。）**<br>(2)　（略）<br>第１１条～第２６条　（略）<br>（再任用職員等についての適用除外）<br>第２７条　（略）<br>２　第５条、第６条、第８条＿＿＿＿＿、第１２条及び第２１条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第５条の規定により採用された職員には適用しない。<br>第２８条～第３０条　（略） | 第１条～第９条　（略）<br>（単身赴任手当）<br>第１０条　単身赴任手当は、次に掲げる職員に対して支給する。<br>(1)　勤務公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することと**なった者**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のうち、単身で生活することを常況とする職員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>(2)　（略）<br>第１１条～第２６条　（略）<br>（再任用職員等についての適用除外）<br>第２７条　（略）<br>２　第５条、第６条、第８条**、第１０条**、第１２条及び第２１条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第５条の規定により採用された職員には適用しない。<br>第２８条～第３０条　（略） |

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。